

- (5) 介護職員 専従（常勤 4名）、兼務（常勤 5名 非常勤 1名）
介護職員は、利用者それぞれの通所介護計画等に基づいて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 デイサービスセンターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月、火、水、木、金、土の午前 とする。
ただし、土曜日の午後、日曜日、12／31～1／3は営業しない。
- (2) 営業時間は、①午前9時00分から午後0時05分
②午後1時30分から午後4時35分

（指定通所介護等の利用定員）

第6条 デイサービスセンターの利用定員は月曜日～金曜日の午前、午後各28名
土曜日の午前16名

（指定通所介護等の基本方針）

第7条 指定通所介護又は指定通所介護相当サービス（以下「指定通所介護等」という。）
は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともにその提供する指定通所介護等の質の評価を行い、常にその改善をはかるものとする。

（指定通所介護等の具体的方針）

第8条 指定通所介護等の方針は、次に掲げるところによる。

- (1) 通所介護計画等に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことが出来るよう必要な援助を行う。
- (2) 懇切丁寧に行うことを旨として、利用者又は、その家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
また、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じて、その特性に対応したサービスの提供に努める。

（通所介護計画等の作成）

第9条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、機能訓練等の目標、その目標達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画等を作成するとともに利用者又はその家族に対し、その内容等を説明して同意を得るものとする。なお、その通所介護計画書又は通所介護相当サービス計画書を利用者に交付するものとする。